

平成 26 年 5 月 29 日

各 位

会 社 名 明 星 電 気 株 式 会 社
代表者名 代 表 取 締 役 社 長 石 井 潔
(コード : 6709 東証第二部)
問合せ先 取 締 役 羽 根 木 武
(TEL. 0270-32-1111)

「内部統制システム構築の基本方針」の改定に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 5 月 29 日開催の取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」を改定することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。
なお、改定箇所は下線で示しております。

記

内部統制システム構築の基本方針

第1章 目的

(目的)

第1条 本基本方針は、会社法（平成 17 年法律第 86 号）の規定により取締役会に委任された「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制」に関する基本方針を定めることによって、当社グループのコーポレート・ガバナンスの実効を高め、企業価値向上に資することを目的とする。

第2章 取締役・従業員に関する内部統制システム

(取締役・従業員の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制)

第2条 取締役会は、職務執行において法令および定款に適合することを確保するため、関連する規程を制定し、取締役・従業員はこれらを遵守する。取締役は、職務執行にあたっては業務の実態に即した実施体制を整備するとともに、職務執行が適正に行われていることを監査するための体制を整備する。

(1) 規程の整備

「明星電気グループ基本行動指針」等、取締役・従業員が法令等、職務を執行するうえで必要となるルールや手続きを整備する。

(2) コンプライアンス活動体制

コンプライアンスに関する活動は、「コンプライアンス委員会」が当社グループ共通の活動方針を策定し、各部門の活動計画や全社への教育を通して従業員に展開する。

(3) 活動状況の確認と是正のための体制

各部門の業務の実態を把握し、これを検証・評価することにより、それらの適正を確保するための内部監査制度を設け、各部門から独立した部門である内部監査部門として「内部監査室」を設置し、監査結果について適宜取締役会に報告する。また、内部通報制度として「コンプライアンス・ホットライン」の相談・通報の窓口を社内外に設けることで、

自浄作用を發揮し、コンプライアンス違反を未然に防ぐための体制を整備する。

(情報の保存および保管に関する体制)

第3条 取締役会は、職務の執行に係る情報を文書または電磁的記録により保存および保管する場合の管理体制について「文書情報管理基本規程」を整備する。

取締役および従業員は、「文書情報管理基本規程」の定めるところにより、職務の執行に係る情報を文書または電磁的記録による方法により保存および保管する。

(リスク管理に関する体制)

第4条 取締役は、当社グループのそれぞれ担当部署において、継続的に事業等のリスクを評価・識別・監視する。取締役は、当社グループの業務執行に係る種々のリスクとして、リスクの評価・識別・監視の重要性を識別し、適切なリスク管理体制の整備ならびにその運用・評価のための体制を整備する。

取締役は、当社グループのそれぞれの担当部署において、継続的に事業等のリスクを評価・識別・監視するとともに、新たに生じたリスクについては速やかに対応責任者を定める一方で、当社グループの業績、財政状態および株価に影響を及ぼす可能性のあるリスクについては、取締役会および監査役会に報告する。

(職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制)

第5条 代表取締役は、定例の取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時の取締役会を開催する。また、毎月常勤の取締役ならびに執行役員等が出席する経営会議を開催し、当社の重要事項について審議する。

取締役は、毎期当初に収益性に関する数値目標を含む利益計画の設定を行い、月次で目標の達成状況を確認することによって、取締役の職務の執行の効率性を確保する。

第3章 企業集団における内部統制システム

(企業集団における業務の適正を確保するための体制)

第6条 取締役は、各種規程を整備し、責任あるガバナンスが確保できる体制を整えるとともに、重大な法令違反、その他のコンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合は、遅滞なく取締役会において報告するものとする。

(反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方および体制)

第7条 当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み一切の関係を持たない。また、同勢力からの不当な要求に対しては、警察等の外部専門機関と緊密な連携関係のもと、取締役および関係部署が一致協力して組織的に対応し断固としてこれを拒絶する。

第4章 監査役の適正監査確保に関する内部統制システム

(監査役の職務を補助する使用人に関する事項)

第8条 監査役は、監査役の職務の執行を補助するために監査役事務局を置くことができる。監査役事務局の人事に係る事項は、取締役会の決定により定める。取締役は、監査役事務局の従業員の業務執行者からの独立性の確保に留意する。

(監査役の監査に関する事項)

第9条 監査役は、監査役会において定めた監査の方針等に則り、取締役会等の重要会議に出席するとともに、取締役等から職務執行状況の聴取や重要な決裁書類等の閲覧、社内各部門や重要な子会社の業務および財産の状況の調査等を通じ、取締役の職務の執行を監査する。

(監査役への報告に関する事項)

第10条 取締役および従業員は、監査役または監査役会に対して、法律に定める事項、内部監査の結果、内部通報制度による通報の状況および内容、その他全社的に影響を及ぼす重要事項について、遅滞なく報告するものとする。

以上